

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾川町は、障がい者福祉事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県綾川町長

## 公表日

令和3年8月13日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>綾川町では、身体障害者福祉法に基づき、身体に障がいのあるかた、知的障害児(者)、精神に障がいのあるかたに対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請の受付事務および県への進達事務および各手帳の交付および通知書等発行</p> <p>②障害者総合支援の受付・審査</p> <p>③ " 支援程度の判定審査会の開催および判定および認定書等発行</p> <p>④ " 受給者証発行および継続審査・更新</p> <p>⑤ " 国保連合会異動情報提供および請求情報取込・確認</p> <p>⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査・決定通知書等発行</p> <p>⑦ " 受給者証発行および継続審査・更新</p> <p>⑧ " 医療費請求額審査</p> <p>⑨特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受付・審査・決定通知書等発行</p> <p>⑩ " 定時支払い</p> <p>⑪ " 継続審査・更新</p> <p>⑫補装具、日常生活用具等の受付・審査・決定通知書等発行</p> <p>⑬ " 給付業者請求内容確認</p>
③システムの名称	<p>1. 福祉総合システム</p> <p>2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</p> <p>3. 中間サーバ</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
- (2)障がい福祉情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項(利用範囲)</li><li>・別表第一の8、11、12、14、34、47、83、84の項</li></ul> <p>(2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第8条、第11条、第12条、第14条、第38条、第59条、第60条</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<b>【情報提供の根拠】</b> (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号・別表第二の第16、26、27、56の2、57、85、87、109、116の項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第12条、第19条、第20条、第30条、第31条、第44条  <b>【情報照会の根拠】</b> (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第8号・別表第二の第11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第10条、第12条、第14条、第27条、第38条、第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

